

## 第 8 節

### 業種特有項目における会計処理

---

新エネルギーに係る会計処理や特別法上の引当金について、解説をする。

1

#### 新エネルギーに係る会計処理について

---

新エネルギーとは、太陽光発電、風力発電など、発電の際に地球温暖化の主因とされる CO<sub>2</sub> 排出量の少ないクリーンエネルギーのことをいう。昨今の環境問題への関心の高まりから、これらの発電方法についても関心が高まっているといえる。これら新エネルギーは、CO<sub>2</sub> 排出量が少ないものの技術面・コスト面の課題が残っており、現段階では、「火力発電」や「原子力発電」などに代替するような大きな電源とはなり得ていない。

しかし、将来に向けて重要視されている新エネルギーに対する関心が高いため、会計処理上もこれらの発電方法に係るものについて明確にすることが求められている。そのため、風力発電、太陽光発電、地熱発電、バイオマス発電および廃棄物発電に係る固定資産については、新エネルギー等発電設備として表示し、費用については、新エネルギー等発電費として処理することになっている。

2

## 特別法上の引当金

特別法上の引当金とは、公益性の観点から、その計上が特別の法令で強制されるいわゆる利益調整型の引当金であり、開示上、当該年度の残高および変動額を独立区分表示する。また、その引当根拠条文を会計方針として記載する。電気事業法で定められている引当金として、渇水準備引当金と原子力発電工事償却準備引当金がある。

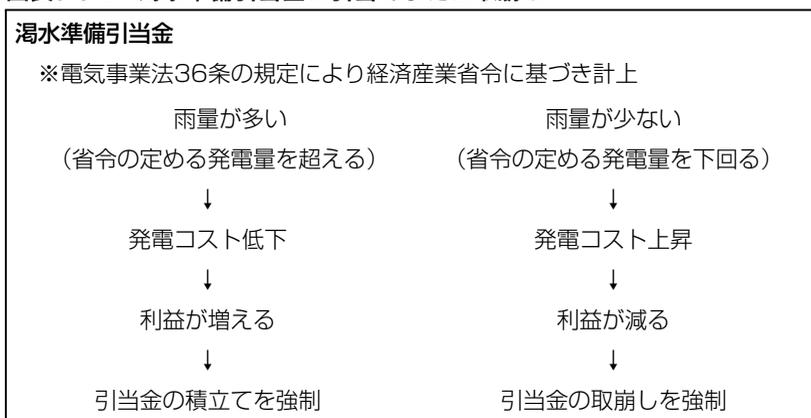
### (1) 渇水準備引当金

渇水準備引当金とは、河川流量の増減によって生じる電気事業者の損益の変動を防止するため、電気事業法36条の規定により渇水準備引当金に関する省令に基づき計上が義務づけられている引当金である。

その会計処理は図表3-8-1のようになる。

なお、貸借対照表上は「引当金の部」に表示され、損益計算書上引当てまたは取崩しの額は、独立の区分として経常利益の次に表示される(第9節参照)。

図表3-8-1 渇水準備引当金の引当てまたは取崩し



(2) 原子力発電工事償却準備引当金

原子力発電工事償却準備引当金とは、原子力発電所の建設という巨額の初期投資によって生じる電気事業者の損益の変動を防止するため、電気事業法35条の規定により原子力発電工事償却準備引当金に関する省令に基づき計上が義務づけられている引当金である。

当該引当金の対象事業者は一般電気事業者とされている。卸電気事業者については、電気事業法22条の規定に基づき、卸供給料金を算定しており、発電所毎に受給契約を締結しているため、初期投資の負担は料金で回収することが可能であり、損益への影響が生じないからである。

なお、貸借対照表上は「引当金の部」に表示され、損益計算書上、引当てまたは取崩しの額は、独立の区分として経常利益の次に表示される(第9節参照)。

# 第 9 節

## 業種特有の表示

電気事業は、財務諸表等規則 2 条に定める別記事業に該当し、その財務諸表の用語、様式および作成方法について電気事業会計規則の適用を受ける。その特徴は次のようになる。

1

### 貸借対照表

(科目は電気事業会計規則別表第 1 を例とする。)

図表3-9-1

資産の部	負債の部
固定資産	固定負債
電気事業固定資産	流動負債
附帯事業固定資産	引当金
事業外固定資産	
固定資産仮勘定	純資産の部
核燃料	株主資本
投資その他の資産	評価・換算差額等
流動資産	新株予約権
繰延資産	

(出典：電気事業会計規則 別表第 2)

### (1) 固定性配列法

一般事業会社においては、貸借対照表は換金性が高いものから並べる流動性配列法により表示されるが、電気事業会社の貸借対照表は換金性が低いものから並べる固定性配列法により表示される。電気事業会社においては、業態の特性より、固定資産や固定負債の占める割合が極めて高いことから、固定性配列法が設備資金の分析に有用と考えられているからである。

### (2) 固定資産の区分

一般事業会社においては、固定資産は形態別分類によって有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産に区分されるが、電気事業会社の固定資産は図表3-9-1のように、電気事業固定資産、附帯事業固定資産、事業外固定資産、固定資産仮勘定、核燃料、投資その他の資産に区分される。なお、電気事業固定資産の特徴については、第4節を参照されたい。

### (3) 引当金の部

電気事業会社においては、いわゆる特別法上の引当金として、事業法により計上が義務づけられている湯水準備引当金・原子力発電工事償却準備引当金などが、引当金の部に計上される。なお、特別法上の引当金の特徴については、第8節を参照されたい。

## 2

## 損益計算書

---

(科目は電気事業会計規則別表第1を例とする。)

図表3-9-2

費用の部	収益の部
営業費用	営業収益
電気事業営業費用	電気事業営業収益
附帯事業営業費用	附帯事業営業収益
営業利益	
営業外費用	営業外収益
財務費用	財務収益
事業外費用	事業外収益
当期経常費用合計	当期経常収益合計
当期経常利益	
濁水準備金引当て又は取崩し	
原子力発電工事償却準備金引当て又は取崩し	
特別損失	特別利益
税引前当期純利益	
法人税等	
当期純利益	

(出典：電気事業会計規則 別表第2)

### (1) 勘定式

一般事業会社においては、損益計算書は報告式により作成されるが、電気事業会社の損益計算書は勘定式により作成される。

### (2) 営業損益の区分

一般事業会社においては、売上高から売上原価を控除する形式で売上総利益が計算され、売上総利益から販売費及び一般管理費を控除する形式で営業利益が計算されるが、電気事業の営業利益は電気事業営業収益から電気事業営業費用を控除する形式で計算される。さらに、附帯事業から生じる損益は区分掲記することが求められる(電気事業法34の2)。

これは、電力事業の財務諸表が投資者・債権者への情報提供という目